

転用事業者確約書

- 1. 関農業振興地域整備計画の変更後、速やかに、当該申出の利用目的の事業を実施します。ただし、関農業振興地域整備計画の変更後であっても、農地法をはじめとした必要な許可をすべて得るまで、当該申出の利用目的の事業を実施しません。
- 2. 当該申出の利用目的に記載のない事業は実施しません。
- 3. 当該申出地の周辺農用地等での耕作、維持、管理等に将来とも支障を与えません。
- 4. 当該申出地の周辺農用地等に係る農業用の用排水路施設及び道路等、農用地等の保全又は利用上必要な施設等の有する機能に支障のないよう措置します。
- 5. 農地法の許可を得ることができないなどの理由により当該申出の利用目的の事業が実施できなくなった場合、または、当該申出の利用目的の事業を変更する場合は、速やかに、当該申出地を関農業振興地域整備計画の農用地区域への編入の申出を行います。
- 6. 関農業振興地域整備計画の変更後2年以内に、当該申出の利用目的の事業が実施できていない場合は、当該申出地を関農業振興地域整備計画の農用地区域へ編入することに同意します。

下記の土地の農業振興地域整備計画の変更申出にあたり上記事項を確約いたします。

関市長様

令和 年 月 日

転用事業者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用目的

土地の表示

土地の所在	登記地目	登記面積（㎡）	転用面積（㎡）